

令和4年6月14日

幸町公民館利用者の皆様へ

千葉市幸町公民館館長

## 利用制限の緩和等について

標記の件につきまして、令和4年6月10日より千葉市公民館利用の緩和が認められましたのでご連絡いたします。

### 1 諸室の定員について

諸室の定員は2分の1以下を目安としてきましたが、解除します。ただし利用の際は、お互いの距離を1～2m程度開ける等、最低限人が接触しない程度の間隔を空ける等により、密集を避けるよう努めてください。

### 2 調理等の飲食を伴う活動について

調理室（またはこれと同趣旨の部屋）での活動については、調理のみの内容に限って利用できるものとしてきましたが、向かい合う配置を避けたうえでの黙食であれば可能とします。

◇活動又は自習室利用時に昼食をとることが必要な場合についても同じように向かい合う配置を避けたうえでの黙食であれば許可をしたいと考えています。

### 3 自習室利用者等の飲食について

自習室等の利用者の飲食については、認めていませんでしたが、各館で定めた場所に限り、向かい合う配置を避けたうえでの黙食であれば可能とします。

### 4 館内におけるマスクの着用について

引き続き、正しいマスクの着用をお願いします。なお、着用方法につきましては、令和4年5月25日付厚生労働省事務連絡の「マスクの着用に関するリーフレット」の内容によるものとします。

### 5 公民館図書室については、4 を除き対応の変更はありません。

※1～5に併せて、引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の防止に努めていただきますようお願いいたします。

### ◇ 身体接触を伴う活動について 活動例<社交ダンス、フォークダンス>

- ・個々の練習など、なるべく身体接触を伴わない方法でご利用ください。
- ・社交ダンスの練習については、以下にご注意のうえご利用ください。

- ① 特定のペアで練習し、ほかのペアとは1～2m以上離れること
- ② マスクを着用すること
- ③ ペアでの連続した練習は10～15分以内とすること
- ④ 物品の共有は避けること
- ⑤ 窓を開け常に換気を行うこと
- ⑥ 大声で話さず静粛を保つこと

◇ 合唱活動について 活動例〈合唱、コーラス、民謡、歌謡、カラオケ、詩吟等〉  
・発声を伴う活動については、以下にご注意のうえご利用ください。

- ① 歌唱者が複数いる場合は、歌唱者間の距離は前後2m以上、左右1m以上確保し、向かい合う配置は避けること
- ② 指導者・伴奏者との距離を確保すること
- ③ 距離の確保が難しい場合は、マスクを着用すること
- ④ 体操等のウォーミングアップは身体的接触をしないように注意すること
- ⑤ 連続した練習は30分以内とすること
- ⑥ 楽譜・プリントなどの共有を避けること
- ⑦ 窓を開け常に換気を行うこと

公民館の使用について向かい合わない黙食が認められましたが、次の点についてくれぐれも守っていただけるようお願いいたします。なお、約束・ルールを遵守できない状況が見られる場合は、飲食自粛や活動是正等の措置を取らざる得ない場合がございます。利用者の皆様全員が安心して利用できる公民館でありたいと考えています。どうぞ趣旨をご理解の上、ご協力をお願いいたします。

- ※1 飲食を伴う時に発生するゴミの持ち帰りをお願いします。
- ※2 飲食は活動により必要なもの、昼食として必要な時以外は認められません。おやつを食べながらの活動や自習室の利用は今回の制限の緩和に含まれません。
- ※3 多くの利用者の皆様にご利用いただくために、サークル、団体、個人での長時間(午前午後を通して1日の活動等)の使用はご遠慮していただく場合もあります。